

# 第3章 施策展開

## 1 区のめざす姿

区では、本計画により子どもの貧困対策を推進するに当たって、区の「めざす姿」を次のとおり定めました。

### 区のめざす姿

子どもたちの現在および将来が  
その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、  
地域力<sup>26</sup>を活かし  
必要な環境整備と教育の機会均等<sup>27</sup>を図り、  
孤立を防ぎ誰一人取り残すことがないよう  
一人ひとりが夢や希望を持ち、  
未来を切り拓く力を身につけることをめざします。

明日を支えていくのは今を生きる子どもたちです。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子、子からさらに次の世代へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖<sup>28</sup>」につながらないように、対策を総合的に推進することが何よりも重要です。

区は、子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、誰一人とり残されることがないよう、一人ひとりが夢や希望を持ち、笑顔で未来を切り拓いていけるように、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちの必要とする機会が開かれている地域社会の実現をめざします。

また区は、子どもの貧困を地域共通の課題として捉え、必要な支援が行き届くよう、地域力を活かし、この間に醸成した社会的包摂の考えを原動力にし、さらなる貧困対策の取組みを力強く推進します。

<sup>26</sup> 「地域力」とは、区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPOなど様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力と定義します（「大田区基本構想」より）。

本計画においてはこうした考え方にに基づき、互いを認め、助け合うことにより、子どもたちが未来を切り拓いていける地域社会の実現をめざします。

<sup>27</sup> 本計画においては、学校教育だけでなく、家庭教育や地域での経験・体験などを含め「子どもの成長に必要なすべての学び」の機会を提供することをめざします。

<sup>28</sup> 子供の貧困対策に関する大綱では、「子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である」としています。

## 2 計画の基本的考え方

区のめざす姿を実現するため、第1章及び第2章で把握した現状と課題を踏まえて、以下の4つの視点を掲げ、本計画を推進していきます。

### 視点1 家庭、学校、地域、行政が「気づき・見守る」体制をつくる

相対的な貧困の状態に置かれ、支援が必要な子どもたちは、外からは「見えにくい」と指摘されています。子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、学校、地域や行政が社会的包摂の考えのもと気づき・見守る体制づくりに連携して取り組むことが大切です。子どもと保護者の孤立を防ぎ、地域社会との関わり・参加の機会を身近に感じられる環境を整えるための視点です。

### 視点2 妊娠・出産期から社会的自立までを「切れ目のない支援」でつなぐ

子どもたちの成長には、一人ひとりの成長段階に応じた支援が重要です。特に、支援が届かない又は届きにくい複雑・複合化した課題を抱える世帯に対しては、多様な支援ニーズを捉えて支援することに取り組むことが大切です。子どもの生活や成長を権利として保障し、子どもたちの健やかな成長を制度の狭間に陥ることがないように切れ目なく支援するための視点です。

### 視点3 自己肯定感の育成と自立の支援により「貧困の連鎖を断ち切る」

子どもの貧困対策には、親世代の受けた困難な状況が世代を超えて子どもに引き継がれてしまういわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るための支援が重要です。そのためには、子どもの学習支援や自己肯定感を高め、生きる力につながる活動への支援及び生活困窮家庭等の支援を必要とする家庭への生活安定のための支援に取り組むことが大切です。子どもたちがその生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持って現在から将来にわたり力強く歩んでいく力を育むための視点です。

### 視点4 子どもの最善の利益を尊重した「包括的支援体制」をつくる

子どもの貧困は、子どもの成長に必要な学びや体験、社会との関わりなどの機会を十分に得ることができない状況を生み出します。子どもたちの無限の可能性を狭めることのないよう、子どもの意見を尊重し、子どもが安全・安心に地域で暮らせるよう居場所づくりや信頼できる人に相談できるよう、区と地域が連携し、重層的に支援を展開するための視点です。

### 3 施策の柱

令和4年度からの第2期計画においても、第1期計画の「経験・学力」「生活・健康」「居場所・包摂」の3つの柱を継承しつつ、より実効性の高い施策を展開し、子どもたち一人ひとりが夢や希望を持ち、未来を切り拓く力を身につけることをめざします。

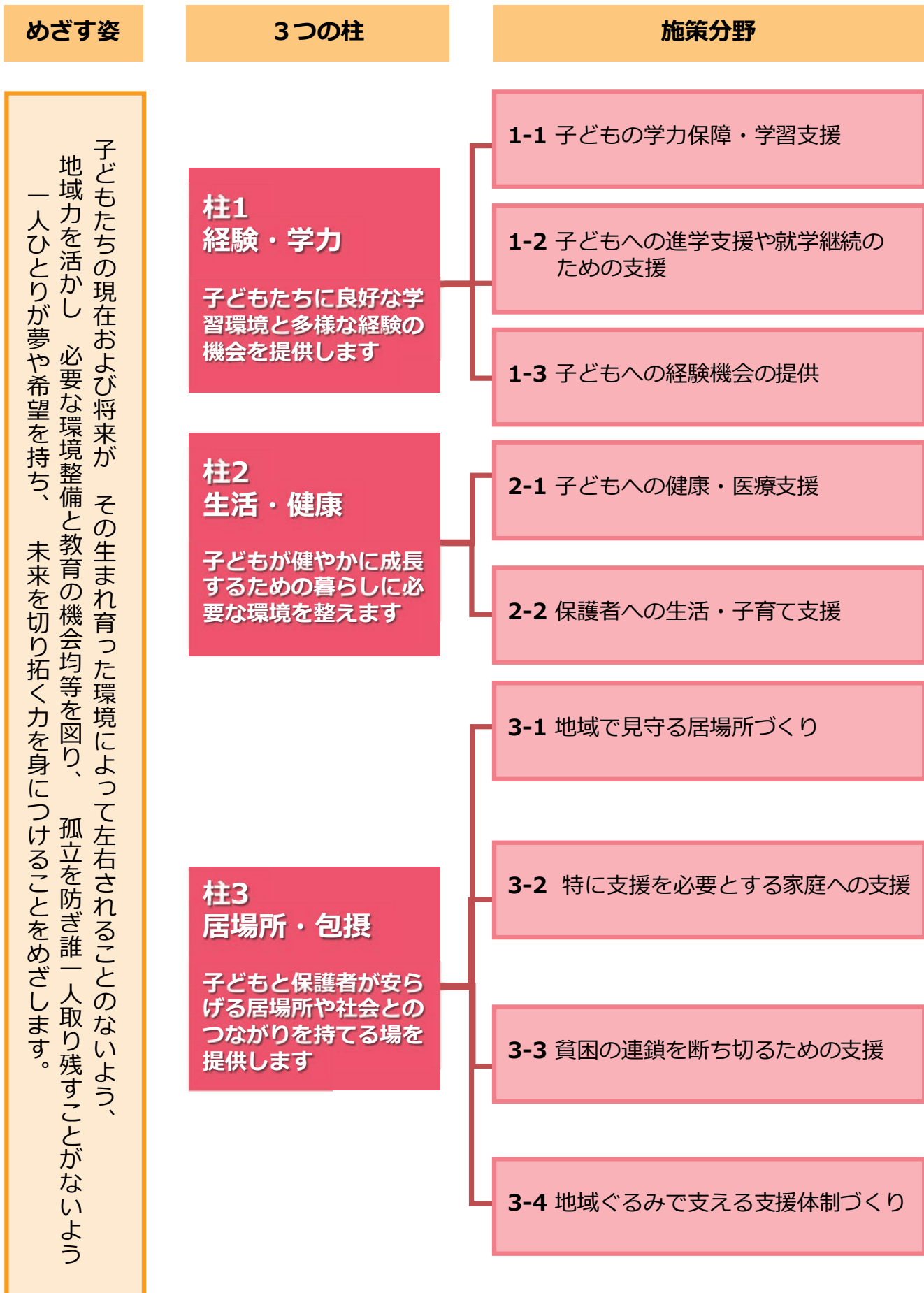


「**経験・学力**」の柱では、子どもが育つ環境や世帯の所得に関わりなく、すべての子どもに基礎的な学力を保障するための良好な学習環境と、生きる力を育むための多様な体験や経験の機会を提供するための施策を展開します。学びと経験から生まれた子どもの意欲を、将来の夢につなげることをめざします。

「**生活・健康**」の柱では、暮らしに必要な環境を整え、子どもが健やかに成長するための施策を展開し、そのための子ども分野の人材育成にも取り組みます。子どもと保護者の心身の健康を支えることをめざします。

「**居場所・包摂**」の柱では、子どもと保護者が安らげる居場所や、社会とつながりを持てる場を提供するための施策を展開します。地域社会が、すべての子どもを温かく包み込むような支援（社会的包摂）が広がっていくよう、区民の皆様へ本計画の理念をご理解いただけるよう努めます。また、困難を抱える子どもや保護者が社会から孤立せず、必要な支援が届くよう、地域や支援関係者が連携・協働して子どもの貧困対策を推進していく地域づくりの推進をめざします。

## 4 施策体系



## 施策小分類

- ① 学校教育を中心とした学力保障
- ② 学校と地域が連携した学習支援
- ③ 幼児教育の推進
- ④ 特に支援が必要な子どもへの学力保障・学習支援の充実

- ① キャリア教育
- ② 生活困窮家庭への支援
- ③ 特に支援が必要な子どもへの支援

- ① 生きる力を育む活動・体験機会の充実
- ② 歴史・文化、スポーツを楽しむ機会の充実

- ① 妊娠期から子育て期への切れ目ない健康支援の推進
- ② 子どもの医療に関する支援の推進
- ③ 子どもの栄養確保、食育の推進

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 保護者の養育力の向上の支援
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 相談支援に関わる専門的人材の育成

- ① 子どもの居場所づくりの推進
- ② 子育て家庭の居場所づくりの推進

- ① ひとり親家庭への支援
- ② 生活困窮家庭への支援
- ③ 障がいのある子どもへの支援
- ④ 外国にルーツのある子どもへの支援
- ⑤ 不登校・ひきこもり状態にある子どもへの支援
- ⑥ 虐待・ネグレクトを受けた子どもへの支援
- ⑦ その他の複雑な課題を抱えた子どもへの支援

- ① 就労支援
- ② 進学支援

- ① 区の包括的支援体制の構築
- ② 地域活動団体の活動推進のための支援
- ③ 関係機関との連携、地域ネットワークの形成の推進
- ④ 地域における支援者の確保・育成
- ⑤ 普及・啓発

## 5 おおた 子どもの生活応援プランの指標

本計画の進捗や効果を把握するため、子どもの貧困対策に関する指標を設定し、その数値の変化を確認することで、施策の検証・評価を行います。

これらの指標を活用し、計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しや改善に努めます。

(指標案)

	番号	指標	目標	概要	直近値 (令和2年度)
柱1	1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		不安定就労や失業につながる可能性のある高等学校中退の状況を把握する指標	4.32%
	2	大田区学習効果測定(中学3年生数学)の期待正答率を上回った生徒の割合		大田区学習効果測定(中学3年生数学)で、基礎学力が定着している生徒の割合を測る指標	67.0%
	3	「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合		区立小学校の児童(小学6年生)の自己肯定感を計る指標	75.0% ※1
柱2	4	ひとり親に対する就業支援事業(またはJOBOTA)を利用した人のうちの就業者数(率)及び正規雇用率		就業支援事業による、ひとり親家庭の就業の状況を把握する指標	JOBOTA 就労支援者数 11名 就業者数 7名 正規雇用率 14%
	5	妊娠届出者に対する面接を行った割合(上段)		子どもの貧困につながるリスクの高い家庭を早期発見する予防的な活動の浸透度を計る指標	91.2%
		すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率(下段)			97.7%
	6	産後家事・育児援助事業(ぴよぴよサポート・にこにこサポート)延べ利用者数		支援が必要な子育て家庭の育児不安や孤立感を軽減し、家庭内のリスクを予防する取組みの利用状況を計る指標	ぴよぴよサポート 138人 (R2.10開始) ※2
7	区立小学校の定期歯科健診(小学1年生)で未処置のむし歯がある子どもの割合		歯磨きを含む基本的な生活習慣が子どもに身に付いているかなど子どもの成長環境を示す指標	13.97%	

	番号	指標	目標	概要	直近値 (令和2年度)
柱 3	8	不登校の児童・生徒（小・中学生）のうち、相談指導等をうけていない児童・生徒の割合		将来的に貧困に陥るリスク要因の一つである不登校の児童・生徒の相談指導等の状況を把握する指標	※3
	9	児童館・中高生ひろばの年間延べ利用者数		子どもたちの安心・安全な居場所であり、交流・活動・相談支援ができる児童館や中高生ひろばの利用状況を把握する指標	児童館 463,761人 中高生ひろば 3,041人
	10	将来の夢や目標があると回答した子どもの割合（小・中学生）		すべての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持てる社会の実現に取り組むための間接的な指標	※4
	11	本計画の推進に資する事業を担う活動団体・拠点数		子どもの貧困対策に取り組む地域の力を表す間接的な指標	団体・拠点数 96

※1 国調査が未実施のため、区独自調査の参考値

※2 にこにこサポートは、令和3年度から実施する事業です。

※3 令和2年度の数値は未確定

※4 令和2年度全国が学力・学習状況調査は、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等から実施されませんでした。

## 6 柱1 経験・学力

### 1-1 子どもの学力保障・学習支援

子どもの基礎学力は一定程度定着がみられますが、より一層の向上を図り、学力保障や学習支援の取り組みを進めます。

すべての子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、学校教育を中心とした基礎的な学力の保障のほか、就学前の幼児教育、学習上の課題を抱えやすい子どもを中心的な対象とした学習支援、学校と地域が連携した学習支援を行います。

#### ① 学校教育を中心とした学力保障

ICTの活用により、すべての子どもたちが環境に左右されることなく、学びの機会を確保できるよう支援します。また、学校に通う子どもの基礎的な学力が保障されるよう、補習教室の実施や習熟度別少人数指導の推進等により、学力向上に向けた取り組みを行います。

#### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
1 ICT教育の推進	児童・生徒の学力の定着と学ぶ意欲の伸長をめざし、電子黒板やタブレット端末などのICT機器を積極的に小・中学校の授業に活用します。	指導課

#### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
2 学習補助員の配置	小学3年生～中学3年生の算数・数学及び理科の基礎・基本の確実な定着、英語に対する興味・関心の向上を図るため、学習補助員を全校に配置し、放課後及び土曜日の補習教室における指導や授業中の指導補助を行います。	指導課
3 習熟度別少人数指導の推進	小学3年生～中学3年生の算数・数学及び中学校英語について、よりきめ細やかな指導により基礎学力を向上させるため、講師を配置し、習熟度別少人数指導を行います。	指導課
4 補習教室の実施	算数・数学の基礎の確実な定着と、英語に対する興味・関心の向上を図るため、学習補助員が放課後及び土曜日に補習教室で指導を行います。区立小・中学校の希望者及び学習内容が未定着と認める児童・生徒を対象とした事業です。	指導課
5 学習カルテ・学習カウンセリング	児童・生徒一人ひとりの学習の状況を把握し、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるため、日常の学習及び大田区学習効果測定の結果に基づいて作成する学習カルテを用いて、教師との学習支援（個別面接・学習カウンセリング）を実施します。区立小・中学校の小学4年生～中学3年生の児童・生徒を対象とした事業です。	指導課
6 ステップ学習の全校実施	算数・数学について、オンラインコンテンツを活用して問題に取り組むとともに、学習の定着状況を確認できるシートを活用し、児童・生徒及び保護者に対して家庭学習や補習教室で繰り返し学習することを働きかけ、確かな学力向上を図ります。区立小・中学校の小学1年生～中学3年生の児童・生徒を対象とした事業です。	指導課



## ② 学校と地域が連携した学習支援

学校と地域が連携して、学習環境の充実や子どもの学力向上を支援する取組みを推進します。

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
7 学校支援地域本部 (スクールサポート おおた)	地域全体で学校を支援するため、地域の団体やNPO、高校、企業などと連携して、補習教室などの教育支援活動、地域の伝統や文化を学ぶ体験支援、校内施設の整備を行う環境支援、地域のボランティアによる学習支援などを行います。区立小・中学校を対象とした事業です。	教育総務課

## ③ 幼児教育の推進

乳幼児期における身近な大人への信頼感や基本的な生活習慣の定着を支援するため、保護者に対する支援とともに、保育園における幼児教育など、集団生活を通じた幼児期の学びの基盤形成に取り組みます。また、就学に向けた切れ目ない支援を行います。

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
8 家庭教育学習会(学校デビュー応援プログラム)	家庭教育の向上を支援するため、次年度区立小学校に入学予定の児童や保護者を対象として、家庭教育学習会の開催や、リーフレットの発行を行い、就学に向けた切れ目ない支援を行います。	教育総務課
9 幼児教育機関職員研修	区内の幼稚園教諭及び保育士を対象として、専門性の高い多様なスタイルの研修を実施することにより、区内の幼児教育に関する資質の向上を図ります。	幼児教育センター
10 幼児教育に資する相談事業	幼児教育の視点から子育て家庭を支援するために、幼児教育に関する情報の提供、相談事業などを行います。幼児及びその保護者を対象とした事業です。	幼児教育センター

## ④ 特に支援が必要な子どもへの学力保障・学習支援の充実

支援が必要な子どもに対して、それぞれの課題に応じた学力向上に取り組みます。また、貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮者自立支援法に基づき、「子どもの学習・生活支援事業」や「若者の学びなおし支援」を行います。さらに、不登校やその予兆がある児童・生徒に対して、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、長期欠席の防止や基礎学力の定着に取り組みます。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
11 子どもの学習・生活支援事業	生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週1回の学習支援等を行うことにより、基礎学力の定着と高校進学及び進学後の中退防止を支援します。	蒲田生活福祉課
12 若者の学びなおし支援	生活困窮世帯の高校生世代のうち、高校未進学者・中退者で高校入学試験・高等学校卒業程度認定試験をめざす方を対象に、高校進学に向けた学びなおしと、「高等学校卒業程度認定試験」の受験支援を行います。	蒲田生活福祉課

事業名	事業概要	担当課
13 特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育の推進と充実を図るため、特別支援学級の指導の充実、通常学級との交流及び共同学習の促進、スクールカウンセラーによる相談・支援を行います。	指導課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
14 国際交流団体ボランティア日本語教室	国際交流団体が実施するボランティア日本語教室では、様々な年齢の方々が学べる日本語の教室を実施しており、また子どもへの学習支援の教室を行っている団体もあります。区では、ホームページや多言語相談窓口等で団体の紹介をするとともに、活動の支援を行っています。	国際都市・多文化共生推進課
15 おおたこども日本語教室	日本語のサポートを要し就学が困難な外国籍などの子どもに対して、日本語の学習支援を行い、区立小・中学校へのスムーズな就学につなげます。	国際都市・多文化共生推進課（国際都市おおた協会）
16 （仮称）外国につながるの小学生のための学習支援教室	国際都市おおた協会のこども学習支援ボランティアが学習支援を行う場を提供します。習慣的な学習を定着させるとともに、学習意欲の向上を図ります。外国にルーツのある小学生を対象とした事業です。	国際都市・多文化共生推進課（国際都市おおた協会）
17 日本語学級	学習言語の習得のため、東京都の認証を受けて設置した日本語学級において通級による指導を行います。区立小・中学校に在籍する外国人及び帰国児童・生徒のうち、日本語初期指導修了程度の日本語能力を有する方を対象とした事業です。	学務課
18 日本語特別指導の充実	外国にルーツのある世帯の児童・生徒や帰国児童・生徒のうち日本語が不自由な子どもに対して、80時間を上限として指導員を派遣し、生活言語を中心とした集中的な初期指導を行います。	指導課
19 糀谷中学校夜間学級	さまざまな事情で義務教育を修了できなかった方が、理解や習熟の程度に応じて編制したクラスにおいて中学校教育の学習をする場として、東京都の許可を受けた夜間学級を設置運営します。15歳以上で義務教育を修了していない方、事情により実質的に義務教育を受けられなかった方を対象とした事業です。	指導課
129 つばさ教室【再掲】	不登校になっている児童・生徒が早期に在籍校に復帰できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援や集団での活動支援を行います。	教育センター

## 1-2 子どもへの進学支援や就学継続のための支援

子どもや家庭の「進学・就学に関する資源の不足」の課題に対応する施策です。生活困窮家庭への支援や、障がいがあるなど特に支援が必要な子どもへの支援として教育の機会の保障を行うほか、子ども一人ひとりの自立に向けた支援としてキャリア教育を実施します。

### ① キャリア教育

子どもたちが将来社会で自立する力を養うためには、地域住民や企業、NPOなどさまざまなバックグラウンドを持つ大人と関わり、身近なロールモデルに接する機会を持つことが大切です。

進学や就労につながるものづくり教育・学習フォーラムや、中学生の職場体験など、区の特徴を活かしたキャリア教育を推進します。

#### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
20 保育園地域活動事業 (小中学生の体験学習・ボランティア受入)	将来の選択肢を広げるキャリア教育の一環として、小中高生の体験学習やボランティアの受入れを行います。	保育サービス課
21 進路指導対策の推進	よりよい進路指導を推進し子どもが自ら考えて将来を選択できる力をサポートするため、中学校におけるキャリア教育の推進や、各学校における進路指導上の課題への対応及び後援会などの研修を行います。区立中学校校長、進路指導主任を対象とした事業です。	指導課
22 中学生の職場体験	自立した社会人となるために必要な望ましい勤労観、職業観を養うことにより、地域社会の一員としての自覚を高め、生きる意欲を引き出すことを目的として、全校において3日間以上の職場体験を実施します。区立中学校の2年生を対象とした事業です。	指導課
23 ものづくり教育・学習フォーラム	児童・生徒のものづくりへの関心を高めキャリア教育の推進を図るとともに、郷土を愛する心を培うために、区内工場に従事する技術者、技能者の協力を得たものづくり学習や親子でできる体験活動を行います。区立小・中学校の児童・生徒を対象とした事業です。	指導課

## ② 生活困窮家庭への支援

家庭における経済的な理由が、子どもの進学・就学等への妨げとならないよう、各種給付金や貸付金事業により支援を行い、すべての子どもの教育の機会均等に取り組みます。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
24 貸付型奨学金	大学・短大・専修学校専門課程に就学するための費用を支払うことが困難な方に対し必要な学資金を貸付けることにより、有用な人材を育成します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
25 高校等給付型奨学金	高校等に進学をする住民税非課税世帯の生徒で、一定の基準を満たした生徒を対象に、入学時に必要な費用を奨学金として入学前の3月に一人8万円を給付することにより、入学時の経済的負担を軽減します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
26 給付型奨学金（大学等進学応援基金）	経済的困窮にありながら優秀かつ勉学の意志ある学生に一人15万円を給付し、社会に貢献し得る有用な人材を育成します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
27 就学援助費の支給	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に、給食費や学用品の購入費など、学校でかかる費用の一部を支給します。	学務課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
28 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	高等学校を卒業していない（中退含む）ひとり親家庭の親または20歳未満の子がよりよい条件の就職や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし民間の講座を受講した場合、受講終了後及び合格後に受講費用の一部を助成します。	生活福祉課
142 生活安定応援事業（受験生チャレンジ支援貸付事業）【再掲】	子どもの進学を支援するため、学習塾受講料や高校・大学受験料の貸付を行います。都内に1年以上在住している中学3年生または高校3年生の保護者（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課

### ③ 特に支援が必要な子どもへの支援

児童・生徒一人ひとりが適切な教育を受けられるよう、進学・就学に関する相談や保護者への経済的負担の軽減を行います。

#### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
29 多言語通訳サービス等による外国人保護者の子育て・就学相談	多言語通訳サービスや通訳派遣などの活用により、子育て支援課窓口、保育園、子ども家庭支援センター、学務課（就学窓口）において、外国人保護者の子育て・就学相談等が円滑に行えるよう支援します。	国際都市・多文化共生推進課
30 就学奨励費の支給	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、特別支援教育の特殊性による経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて、通学費・通学用品購入費などを支給します。	学務課
122 就学相談【再掲】	関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関など）と連携し、児童・生徒の障がいの種別や程度に応じた適切な教育環境への就学や転学、通級に関する相談に対応します。区内在住の児童・生徒とその保護者を対象とした事業です。	教育センター

### 1-3 子どもへの経験機会の提供

生まれ育った環境に左右されず、生きる力を育む活動・体験の機会を十分に得られるよう、様々な事業を実施します。また、そのような機会を提供する社会的な資源（博物館などの文化施設、公園やスポーツ施設など）が存在していたとしても、子どもや家庭のおかれた状況により、それらにアクセスできないことがないよう、取組みを進めます。

#### ① 生きる力を育む活動・体験機会の充実

子どもが、自然や文化、実社会等に直接触れる体験を通して、疑問を持ち、学び、自ら考える力を育てることで、生きる力の基盤づくりにつながる活動を支援します。さらに、子どもが、多世代間交流を通して、さまざまな立場の人から認められる経験を重ねることで、自分への肯定的な気づきを得られるように、取組みを進めます。

#### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
31 大田区子どもガーデンパーティー	子どもたちが地域の方たちと交流する中で、異なる年代、世代の人々に受け入れられる経験を持つことにより、自己肯定感を育てます。青少年対策地区委員会主催により、子どもたちが地域の人たちと楽しく一緒に活動する体験の機会を提供することで、子どもたちの社会参加の芽を培うとともに、多世代での交流を深め、コミュニティづくりのきっかけとします。	地域力推進課
32 リーダー講習会	小学生及び中高生を対象に、学校外・異世代間交流、野外活動等の体験活動を通じて、社会性及びリーダーシップを身につけます。概ね小学5年生～18歳を対象とした事業です。	地域力推進課
33 消費者講座（親子講座）	小学生とその保護者を対象に、消費生活にかかる諸問題や環境資源・エネルギー、食育などについて、工作や料理などの体験と親子の触れ合いを通じて学ぶ機会を提供します。	地域力推進課
34 青少年交流センター“ゆいっつ”における事業運営	宿泊研修、団体生活等を通じて、青少年の健全な育成を図り、自立性、責任感、相互連帯の精神を身につけることをねらいとして、地域団体や関係機関等と連携し、事業運営を行います。	地域力推進課
35 おはなし会等の子ども向け行事	読書の入り口として、乳幼児から絵本や物語の世界に親しんでもらえるよう、すべての区立図書館で、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター等のお話会を行います。	大田図書館

## ② 歴史・文化、スポーツを楽しむ機会の充実

大田区にまつわる歴史や文化に触れる機会を提供し、多様な価値観や郷土愛を育むことで、自己肯定感を高められるような取組みを推進します。また、スポーツ体験等を通して、さまざまな人と交流することで、社会性や協調性を育てます。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
36 おおたプライド事業「大田区学」	まちの魅力や再発見を通じて大田区の奥深さを知ってもらうことで、広く区内外に大田区のファンを増やすことをめざします。また、郷土の歴史や文化を楽しく学ぶプロセスを通して子どものシビックプライド（地域に対する誇りや愛着）を育み、生きる力につなげます。すべての区民を対象とした事業です。	観光課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
37 体験学習会	大田区ゆかりの手仕事（海苔すきや麦わら細工など）や産業、工芸作品などを観たり体験したりすることで、成功体験の育成や、好奇心や探求心を醸成し視野を広げます。小学生を対象とした事業です。	文化振興課
38 博物館・美術館の運営	学齢期の来館者にも理解しやすいリーフレットの作成や展示を行います。自由研究などの学習支援も行い、博物館や記念館を利用しやすい環境を作ります。	文化振興課
39 スポーツ推進委員事業	スポーツ推進委員は、地域においてスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導や助言を行っており、区民がスポーツに親しむきっかけづくりや区のスポーツ事業への協力を通じ、様々なスポーツ体験の機会を提供する役割を担っています。	スポーツ推進課
40 区民スポーツまつり	区民にスポーツ、レクリエーション活動を提供することにより、健康・体力づくりや地域住民相互の交流を図ります。	スポーツ推進課

## 7 柱2 生活・健康

### 2-1 子どもへの健康・医療支援

妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援が求められていることから、健康支援を推進します。また、子どもの医療への支援や栄養確保・食育を推進することで、子どもの健やかな成長を促進します。

#### ① 妊娠期から子育て期の切れ目のない健康支援の推進

子どもの健やかな成長のためには、健康の保持や増進が重要です。乳幼児の健康な成長を支えるため、健康診査など各種事業を推進します。また、妊娠・出産の不安軽減を図るため、乳児のいるすべての家庭を訪問する「すこやか赤ちゃん訪問事業」の実施や、出産や育児に関する情報の提供を行い、切れ目のない支援を行います。

#### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
41 大田区子育て応援メールの配信	妊娠中の方や就学前の子がいる家族の方が安心して出産や子育てができるように、胎児や子どもの成長の様子、健康・食事などのアドバイス、子育てサービス等について、タイムリーに情報を届けます。妊娠期～3歳未満の乳幼児のいる世帯を対象とした事業です。	健康づくり課
42 乳幼児歯科相談	乳幼児の歯と口腔の健全な発育のため、健康教育、健診、指導、予防処置を実施します。おおむね3歳までの乳幼児（障がいがある場合は就学前まで）を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課
43 産後ケア事業	出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定を目的として、産後ケア（訪問型、日帰り型、宿泊型、グループケア型）を実施し、助産師の訪問や助産院等の施設で母子のケアや育児・授乳指導等を行います。生後1年（一部は4か月）までの乳児の母親を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課
44 妊婦面接	妊娠届出時に専門職が面接を行い、その後も継続してさまざまな相談に応じることで、妊娠から出産、子育て期への切れ目のない支援を行います。すべての妊婦を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課
45 すこやか赤ちゃん訪問事業	乳児とその産婦の心身の状況や養育環境の確認と、子育て情報の提供や相談支援を行うため、保健師、助産師が生後4か月までの乳児宅を訪問し指導を行います。特に支援が必要な家庭には、適切なサービスにつながるよう、子ども家庭支援センターなどと連携します。	健康づくり課 地域健康課
46 予防的支援推進とうきょうモデル事業	子育て家庭への予防的支援により、児童虐待の未然防止の徹底を図るため、令和3年度から令和5年度までの3年間において、指定自治体と都・東京都医学総合研究所が協働したモデル事業を実施し、効果検証や支援方法を確立します。	健康づくり課 子ども家庭支援センター



## 関連事業

事業名	事業概要	担当課
47 入院助産への助成	出産に当たって、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により病院や助産施設に入院できない妊産婦に対し、出産に係る費用の助成を行います。	生活福祉課
48 妊婦健康診査費用の助成	母子健康手帳とともに、妊婦健康診査受診票、超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票を交付し、健診費用の一部を助成します。経済的に困窮した妊婦に対しては、保健指導票を交付します。	健康づくり課 地域健康課
49 健康診査（4か月～4歳未満）	乳幼児期の発達の節目となる時期に健診を行い、健全な発育を確認するとともに、適時適切な情報提供を行うことで、養育者が安心して子育てができるよう支援します。4か月～4歳未満の乳幼児を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課
50 乳幼児経過観察検診	専門医・心理判定員などによる定期的な健診・保健指導、栄養指導、心理相談を実施することで子どもの健やかな成長を支援します。乳幼児健康診査後、継続的に観察や相談が必要な子どもを対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課
51 乳幼児発達診断	運動や精神の発達の遅れ、障がいなどの早期発見のため、専門医・心理判定員などによる健康診査、相談指導を継続的に実施することで、養育者の育児不安解消を支援します。乳幼児健康診査の結果などで、主として運動発達や精神発達の遅れが疑われる子どもを対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課
52 両親学級	母親の育児不安の軽減と父親の育児参加を促進するため、妊娠・出産・育児に関する夫婦参加型の講義、りん浴実習などを実施します。区内在住の妊婦とそのパートナーを対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課
53 保育園地域活動事業（育児応援券の配布）	区立保育園及び一部の私立保育園で子育て相談、保育見学、給食の試食を無料体験できる「育児応援券」を配布し、在宅育児の不安や負担感の解消を図ります。妊娠期から2歳児までの乳幼児を在宅育児する保護者を対象とした事業です。	保育サービス課

## ② 子どもの医療に関する支援の推進

必要とする子どもにもれなく医療が届くよう、医療費を助成します。

## 関連事業

事業名	事業概要	担当課
54 子どもの疾病に対する医療費助成（養育医療）	出生体重 2,000 g 以下または生活力薄弱で入院養育を必要とする新生児を対象に医療費の助成を行います。	健康づくり課 地域健康課
55 子どもの疾病に対する医療費助成（育成医療）	18歳未満の障がい児で、手術などにより、機能回復が見込まれる子どもを対象に医療費の助成を行います。	健康づくり課 地域健康課
56 乳幼児及び義務教育就学時の医療費の助成	医療費の自己負担額（通院・入院）と、入院時の食事療養費標準負担額を助成します。区内在住で健康保険に加入している方を対象とした事業です。	子育て支援課

### ③ 子どもの栄養確保、食育の推進

保育所、児童館、学校や地域と連携した食育の取り組みなどを通して、子どもの発育状況、栄養状態を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう取り組みを進めます。また、保育所の給食や学校給食では、適切な栄養を摂取することで児童・生徒の健康保持増進を推進します。

#### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
57 食育の推進	乳幼児期からの適切な食生活が健康づくりに欠かせないことから、保育所、児童館、学校や地域と連携した食育の普及事業や望ましい食習慣が実践できるようになるための食環境整備、栄養・健康情報の提供を行います。すべての子どもと保護者を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課
58 学校給食	適切な栄養の摂取による健康の保持増進、望ましい食習慣の定着、食に関するさまざまな理解と児童・生徒の心身の健全の発達のために給食を提供します。区立小・中学校の児童・生徒を対象とした事業です。	学務課
59 食育推進チームの設置	全校に食育推進チームを組織し、学校における食育を推進する中核となる食育リーダーを配置し、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。また、小学校1校、中学校1校で食育に関する研究授業を行い、各学校に食育の取組事例などを周知し、食育の指導の充実を図ります。区立小・中学校を対象とした事業です。	指導課

## 2-2 保護者への生活・子育て支援

子どもの健やかな成長のため、子育て世帯に対して、引き続き子育て支援サービスを提供するほか、様々な相談内容に対応できるよう、相談体制の充実と専門的人材の育成を行い、子育て世帯を包括的に支援・サポートします。

### ① 子育て支援サービスの充実

家事・育児・仕事の両立など、個々の状況に応じた子育て家庭への支援を推進します。また、一時的に家事援助や緊急の保育などが必要となったときに、必要な家庭に支援が行き届くよう、サービスの充実を図ります。

#### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
60 産後家事・育児援助事業 (ぴよぴよサポート)	乳幼児を育児中の世帯の家事・育児の負担軽減を図るため、日常的な家事援助(清掃・洗濯・料理・買い物等)や、育児を補助するヘルパーを派遣します。保育サービスを利用していない2歳までの乳幼児を育児中の方を対象とした事業です。	子ども家庭支援センター
61 産後家事・育児援助事業 (にこにこサポート)	心身共に支援が必要となる出産直後の産婦さんに、産前産後の母子支援の専門家「産後ドゥーラ」を派遣し、家事や育児をサポートします。出産後6か月以内の方を対象とした事業です。	子ども家庭支援センター
62 緊急一時保育	保護者が出産や病気などで入院したときや、家族の看護、冠婚葬祭などで一時的に子どもを養育できないときに、区立保育園での保育を実施することで、緊急時であっても安定した子どもの養育ができるよう支援します。区内在住の満1歳(民間委託園は57日)から就学前までの児童を対象とした事業です。	保育サービス課
63 病児・病後児保育事業	病気等で一時的に通園できない児童を専用スペースで預かることにより、保護者が安心して仕事ができるように支援することを目的としています。区内保育所等に通所しているか、区内在住で大田区外の保育所等に通所している児童を対象とした事業です。	保育サービス課

#### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
64 児童館事業	地域の子育て支援の拠点として、学童保育や一般利用(自由来館)、子育て全般に関する相談対応を行い、子どもの健全育成を推進します。妊娠・出産期から就学前の児童と保護者、小学生から高校生、地域の方を対象とした事業です。	子育て支援課
65 子育て情報の充実	子育てに関するさまざまな事業やサービスをまとめた「子育てハンドブック」を作成し、必要なときに必要なサービスが利用できるよう、情報をわかりやすく提供します。大田区に転入届、出生届を提出した方を対象とした事業です。	子育て支援課
66 ファミリー・サポートおた	育児のお手伝いをしてほしい方(利用会員)と育児のお手伝いをしたい方(提供会員)が登録し、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動を区が支援します。生後4か月~12歳の児童を対象とした事業です。	子ども家庭支援センター

事業名	事業概要	担当課
67 ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業	保護者の入院や仕事の事情などで、休日や夜間、また数日にわたり子どもの養育が一時的に困難となった家庭の子育てを支援するため、指定施設で子どもを養育・保護します。2歳～15歳の児童を対象とした事業です。	子ども家庭支援センター
68 緊急保育	父母または児童を養育している近親者の死亡、病気、出産などにより、特に緊急に保育を要する児童を、緊急保育室において保育を実施することで、安定した子どもの養育ができるよう支援します。区内在住の生後6週間から就学前までの児童を対象とした事業です。	保育サービス課
69 認可保育園	保護者が就労などにより保育が必要な乳幼児を保育します。また、心身に障がい等を有する児童について集団保育の中で適切な統合保育を行い、その児童の望ましい発達を促進します。保育を必要とする就学前児童を対象とした事業です。	保育サービス課
70 認証保育所	低年齢児保育や13時間開所など大都市特有の保育ニーズに応えるために、東京都が独自の基準を設けて認証した保育施設です。区は運営費、開設準備経費の助成を行います。保育を必要とする就学前児童を対象とした事業です。	保育サービス課
71 小規模保育所	低年齢児の保育需要に対応するため、民間事業者による定員19名以下の小規模保育所や事業所が従業員の子ども等を保育する事業所内保育所を区が認可しています。区内在住の1・2歳の児童を対象とした事業です。	保育サービス課
72 家庭福祉員（保育ママ）	保護者が就労または求職のため、昼間家庭で保育が困難な児童を保護者にかわって保育し、児童福祉の向上を図ることを目的とした保育サービスです。区内在住の生後43日から2歳未満の児童を対象とした事業です。	保育サービス課
73 定期利用保育	保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることができる保育サービスです。区内在住で保護者が求職中などの理由で一定程度継続的に保育が必要な児童を対象とした事業です。	保育サービス課
74 保育園における幼児教育の取組み	生活や遊びの中で自発的・主体的に環境と関わりながら人格形成の基礎を築く幼児期の教育を保育所保育においても実施し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続をめざします。保育所保育を受けるすべての子どもを対象とした事業です。	保育サービス課

## ② 保護者の養育力の向上の支援

子育てに関する知識や情報を提供する子育てひろばや育児学級を通じて、保護者の不安を軽減し、保護者の養育力の向上を支援します。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
101 子育てひろば 【再掲】	45か所の児童館、キッズな大森・蒲田・洗足池・六郷及び4か所の保育園の一区画を活用し、大田区にお住まいの0歳から3歳の子どもと保護者が、親子でゆったり過ごしながらか子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所を提供します。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
75 男性の家庭参画講座	男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。区内在住、在勤または在学の男性の保護者を対象とした事業です。	人権・男女平等推進課
76 子育てグループワーク	心理相談員や保健師などが、子育てに不安のある母親を対象にグループワーク、22歳以下の母親の会、親子発達支援グループを実施し、育児不安の解消につなげます。乳幼児を持つ母親を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課
77 育児学級	それぞれの時期に合った離乳食の進め方や生え始めの歯についてのアドバイスなど、栄養や発育に関する基本的な知識を提供するとともに、育児を通じた仲間作りを支援します。乳幼児を持つ保護者を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課
78 初めてのパパママ子育て教室	1人目の子育てをしている両親と乳児と一緒に参加できる教室を開催し、家族間の良好な関係づくりと子育て家庭の交流を支援します。1歳未満の乳児と保護者を対象とした事業です。	子ども家庭支援センター
90 大田区養育支援家庭訪問「ゆりかご」 【再掲】	「すこやか赤ちゃん訪問」と連携し、研修を受けた地域の支援員が、赤ちゃんのりん浴や授乳の補助、通院や健診への同行などを行うことにより、児童虐待の未然防止、適切な養育の支援を行います。4か月健診受診日までの乳児を対象とした事業です。	子ども家庭支援センター

### ③ 相談支援体制の充実

育児や子育てに関する悩みや不安、家庭が抱える問題の解決を図るため、子育てや生活全般に係る相談など、各種相談支援の充実を図ります。

#### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
79 離婚と養育費にかかわる総合相談	ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことを踏まえ、離婚前後の生活や養育費に関する総合相談を実施します。弁護士による法律相談と合わせ、「子ども生活応援臨時窓口」と同時開催とします。区内在住で20歳未満の子どもを持つ保護者を対象とした事業です。	福祉管理課
80 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理を行い、解決をめざします。また、離職等で住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金の手続きも行っています。	蒲田生活福祉課
81 子ども生活応援臨時窓口	子育て世代の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、「大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA」による出張型の臨時相談窓口を開設します。すべての保護者を対象とした事業です。	蒲田生活福祉課
94 (仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。	地域力推進課

#### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
82 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座などにより啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制を整備します。すべての区民を対象とした事業です。	人権・男女平等推進課
83 女性のための相談	自分自身の生き方や性格、家族関係、人間関係に関する心の悩み、出産や妊娠、更年期などの身体の悩み、セクシャルハラスメントや差別の職場での悩みの相談などに対応します。すべての女性を対象とした事業です。	人権・男女平等推進課
84 おおた国際交流センターにおける外国人相談窓口の運営	日常生活で困ったこと、分からないことがある外国人区民からの相談に多言語で対応し、外国人区民への情報提供、行政手続きや意思疎通の支援を行います。また、区に提出する文書の翻訳も行います。	国際都市・多文化共生推進課(国際都市おおた協会)
85 家庭相談員による相談事業	生活福祉課に配置された相談員が、夫婦や親子関係など家庭内の問題で悩んでいる方に対して助言を行います。すべての区民を対象とした事業です。	生活福祉課
86 婦人保護事業	DV防止法及び売春防止法に基づき、専門の相談員が支援を必要とする女性に対して相談・支援を行います。すべての女性を対象とした事業です。	生活福祉課
87 精神保健福祉相談	精神科専門医による予約制の相談を通じ、こころの健康相談から診療を受けるに当たっての相談、アルコール、薬物依存、思春期、社会復帰、ひきこもりなどの広範囲な相談を実施します。すべての区民を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課

事業名	事業概要	担当課
88 子育て世代包括支援センターの設置（機能設置）	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、情報提供、必要なサービスにつなぎます。また、地域の保健医療、福祉の関係機関等と連携を図ります。18歳未満の子どもとその保護者を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課
89 子どもと家庭に関する総合相談	キッズな大森・蒲田・洗足池・六郷において、子ども家庭相談員が、子どもやその家庭が抱える問題や不安、悩みについて相談（来所または電話、匿名も可）に対応します。必要に応じて専門相談員・福祉・健康・教育等の関係機関と連携し、適切なサービスを提供するなど解決策を考えます。	子ども家庭支援センター
90 大田区養育支援家庭訪問「ゆりかご」	「すこやか赤ちゃん訪問」と連携し、研修を受けた地域の支援員が、赤ちゃんのりん浴や授乳の補助、通院や健診への同行などを行うことにより、児童虐待の未然防止、適切な養育の支援を行います。4か月健診受診日までの乳児を対象とした事業です。	子ども家庭支援センター
91 保育園地域活動事業（子育て相談、出張相談、園庭開放）	保育経験豊かな職員が電話や来園による相談に応じたり、看護師・栄養士・保育士が出張による育児相談や講習会などを実施します。また、親子の遊び場として園庭開放を行います。すべての保護者を対象とした事業です。	保育サービス課
92 教育相談	学校不適應の解消のため、不登校や問題行動、発達に関わることや、友人関係などの生活面の悩みや学習・進路の悩みなど、子どもに関わるさまざまな問題や悩み相談に応じ、児童・生徒及び保護者への支援・援助を行います。	教育センター
64 児童館事業【再掲】	地域の子育て支援の拠点として、学童保育や一般利用（自由来館）、子育て全般に関する相談対応を行い、子どもの健全育成を推進します。妊娠・出産期から就学前の児童と保護者、小学生から高校生、地域の方を対象とした事業です。	子育て支援課
10 幼児教育に資する相談事業【再掲】	幼児教育の視点から子育て家庭を支援するために、幼児教育に関する情報の提供、相談事業などを行います。幼児及びその保護者を対象とした事業です。	幼児教育センター

#### ④ 相談支援に関わる専門的人材の育成

子どもとその家庭に関わる相談体制の向上を図るため、専門的な知識を有する人材の育成に取り組みます。

##### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
93 （仮称）大田区福祉人材センターの機能設置	大田区版「地域共生社会の実現」に向けて、福祉人材の確保・育成・定着の各種事業を実施します。育成機能では、福祉共通の基礎や世代、属性によらない包括的な支援に向けた各種研修を実施します。大田区で働く福祉の専門職（区職員や福祉分野を希望する求職者を含む）の方を対象とした事業です。	福祉管理課
158 生活指導対策(生活指導主任会)【再掲】	学校全体の生活指導の向上を図るため、区立小・中学校の生活指導主任が、学校や地域における生活指導上の諸問題について望ましい生活指導のあり方を児童委員や児童相談所、警察署などの関係機関と協力し、協議及び研修を行います。	指導課

## 8 柱3 居場所・包摂

### 3-1 地域で見守る居場所づくり

子どもが放課後に過ごす場所、子育て家庭が立ち寄り相談もできる場所を設けることで、子どもの孤立防止に向けた支援を進めます。

#### ① 子どもの居場所づくりの推進

学童保育事業、放課後子ども教室、中高生の居場所、児童館事業など、さまざまな子どもの居場所づくりを推進します。

#### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
94 (仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備	子ども・若者育成推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。	地域力推進課
95 学童保育	就労などのため昼間保護者のいない家庭の小学生の安全な居場所と健全育成を図るため、学童保育事業を実施します。区内に在住または在学の放課後保育が必要な小学1～6年生の児童を対象とした事業です。	子育て支援課
96 放課後ひろば(学童保育事業)	就労などのため昼間保護者のいない家庭の児童を対象に、区立小学校施設を活用して遊びや生活の場を提供し、放課後の安全・安心な居場所の提供と児童の健全育成を図ります。当該小学校に在籍する児童及び同一学区内に住所を有する私立小学校等に通う児童を対象とした事業です。	子育て支援課
97 中高生の居場所の整備	中高生ひろば事業実施施設や比較的大きな児童館などを活用して中高生の居場所を整備します。さまざまな活動、交流、相談支援を通じて、豊かな人間性の醸成が必要な時期にある中高生の健全育成を図ります。中学生から高校生とその年齢に該当する子どもを対象とした事業です。	子育て支援課
146 こども食堂推進事業【再掲】	子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。区内でこども食堂を運営する方を対象とした事業です。	福祉管理課



### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
98 地域に根ざした公園・緑地の整備	区民との協働による公園・緑地の新設・拡張やリニューアル整備などの機会を捉え、多様な世代の人が利用しやすく「地域の庭・広場」として地域に親しまれ、区民に愛される魅力ある公園づくりをめざします。	公園課
99 放課後ひろば（放課後子ども教室）	区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育みます。当該小学校に在籍する全児童を対象とした事業です。	教育総務課
100 学校開放事業	小学校の校庭等を、自由で安全な遊び場として開放することで、子どもの健全育成と余暇の善用に役立てます。開放校の通学区域内の幼児・児童及び保護者を対象とした事業です。	教育総務課

## ② 子育て家庭の居場所づくりの推進

地域の中で安心して子育てができるよう、子育てに関する相談場所や、地域の方とふれあえる機会の提供等を通じて、子育て世帯の孤立防止を図ります。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
101 子育てひろば	45か所の児童館、キッズな大森・蒲田・洗足池・六郷及び4か所の保育園の一区画を活用し、大田区にお住まいの0歳から3歳の子どもと保護者が、親子でゆったり過ごしながら子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所を提供します。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課
94 (仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。	地域力推進課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
102 びよたまクラブ	地域の中で安心して子育てができるよう、親子で地域の方とふれあう機会の提供を通じ、子育て支援のネットワーク作りを促進します。すべての子どもと保護者を対象とした事業です。	人権・男女平等推進課
64 児童館事業【再掲】	地域の子育て支援の拠点として、学童保育や一般利用（自由来館）、子育て全般に関する相談対応を行い、子どもの健全育成を推進します。妊娠・出産期から就学前の児童と保護者、小学生から高校生、地域の方を対象とした事業です。	子育て支援課

## 3-2 特に支援を必要とする家庭への支援

「ひとり親」、「生活困窮世帯」、「障がい」、「外国ルーツ」、「不登校・引きこもり」、「虐待・ネグレクト」など、特に支援が必要な家庭が抱えている様々な課題に対応できるよう、支援を充実します。

### ① ひとり親家庭への支援

育児や家事、心と体の健康管理など、ひとり親家庭の様々な悩みに対応するために、ひとり親家庭に対する援助（ホームヘルプサービス）や、母子・父子自立支援員による相談事業、ひとり親家庭が抱える悩みへの対応など、孤立防止につながるような取組みを行います。このほか、ひとり親家庭医療費助成制度や、児童育成手当の支給など、生活や健康を支えるための経済的支援を行います。

#### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
103 養育費に関する公正証書等の作成促進補助金事業	養育費の取決めにかかる公正証書作成費用等に対して補助金を支給します。公正証書等の作成を促進し、養育費の確実な受給を図り、子どもの健やかな成長を支えます。大田区在住の18歳未満の子どもを養育している養育者のうち、要件を満たす方を対象とした事業です。	福祉管理課
94 (仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。	地域力推進課
115 子どもと地域をつなぐ応援事業【再掲】	支援を必要とする子育て世帯に対して、区の支援情報や子どもの生活応援を推進する活動団体の情報等を郵送することで、世帯が地域の機関や支援者と日常的なつながりを持つ機会を創出します。この事業を通して、家庭が抱える「見えにくい」問題の発生の防止に取り組みます。	福祉管理課
116 子どもの生活応援推進事業【再掲】	大田区子ども生活応援基金を活用し、身近な子育て相談窓口やこども食堂など子育て支援を行う地域活動団体を通じて、孤立化しがちな子育て世帯を支援します。	福祉管理課
80 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA【再掲】	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理を行い、解決をめざします。また、離職等で住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金の手続きも行っています。	蒲田生活福祉課

#### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
104 ひとり親家庭に対する援助（ホームヘルプサービス）	ひとり親家庭の親または子の一時的な疾病、保護者の技能習得のための通学・就職活動、保護者の勤務の都合などにより家事援助が必要な世帯に対し、ホームヘルパーを派遣します。小学6年生以下の児童を扶養しているひとり親家庭（所得制限あり）を対象とした事業です。	生活福祉課
105 東京都母子及び父子資金貸付事業	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉増進を図るため、資金を貸付けます。都内に6か月以上居住の20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父を対象とした事業です。	生活福祉課

事業名	事業概要	担当課
106 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母または父が、就労のための能力開発講座の受講、修了した場合に、受講費用の一部を助成し、就労を支援します。児童扶養手当受給者またはそれに準ずる方を対象とした事業です。	生活福祉課
107 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母または父が、国家資格取得を目的として、養成機関で修業する場合、一定期間経済的支援をし、安定した就業への支援を行います。児童扶養手当受給者またはそれに準ずる方を対象とした事業です。	生活福祉課
108 母子・父子自立支援による相談事業	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱える経済的問題や就職の問題に関する相談に応じます。	生活福祉課
109 母子生活支援施設	さまざまな事情を抱える母子世帯の自立促進のために、育児、生活、就労等の支援を行います。18歳未満の児童と母親を対象とした事業です。	生活福祉課 子育て支援課
110 ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療機関で受診した際の自己負担金（保険診療分）の一部を助成します。18歳に達した年度末（3月末）までの児童を扶養するひとり親家庭を対象とした事業です。	子育て支援課
111 児童扶養手当	父子または母子家庭等で児童を扶養している家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します（父または母が重度障がいである場合を含みます）。18歳に達した年度末（3月末）までの児童を扶養するひとり親家庭を対象とした事業です。	子育て支援課
112 児童育成手当	父子または母子家庭等の児童、心身に障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します（心身に障がいのある児童を扶養する世帯を含みます）。18歳に達した年度末（3月末）までの児童を扶養するひとり親家庭を対象とした事業です。	子育て支援課
113 住宅確保支援事業（ひとり親）	転居先を探しているひとり親家庭に対して、協力不動産店の紹介、保証人を確保できない方に、保証会社の紹介及び保証料の一部助成、保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成を行います。区内に1年以上在住しているひとり親世帯（所得制限あり）を対象とした事業です。	建築調整課
114 転居一時金助成	現に児童扶養手当を受給している世帯で、取壊し等のために転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用（礼金・権利金・仲介手数料）の一部助成を行います。（家主等が転居のための費用を負担する場合を除く）区内の民間賃貸住宅に3年以上在住しているひとり親世帯（所得制限あり）を対象とした事業です。	建築調整課

## ② 生活困窮家庭への支援

生活困窮家庭への経済的な支援や、相談体制の充実を図ります。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
115 子どもと地域をつなぐ応援事業	支援を必要とする子育て世帯に対して、区の支援情報や子どもの生活応援を推進する活動団体の情報等を郵送することで、世帯が地域の機関や支援者と日常的なつながりを持つ機会を創出します。この事業を通して、家庭が抱える「見えにくい」問題の発生の防止に取り組みます。	福祉管理課
116 子どもの生活応援推進事業	大田区子ども生活応援基金を活用し、身近な子育て相談窓口やこども食堂など子育て支援を行う地域活動団体を通じて、孤立化しがちな子育て世帯を支援します。	福祉管理課
94 (仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。	地域力推進課
11 子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週1回の学習支援等を行うことにより、基礎学力の定着と高校進学及び進学後の中退防止を支援します。	蒲田生活福祉課
80 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA【再掲】	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理を行い、解決をめざします。また、離職等で住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金の手続きも行っています。	蒲田生活福祉課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
117 応急小口資金貸付事業	災害や疾病その他の応急に必要な費用の調達が困難なときに無利子で貸付を行うことにより、生活の安定と生活意欲の増進を図ります。区内に3か月以上在住している方（生活保護受給者を除く。所得制限あり。）を対象とした事業です。	福祉管理課
113 住宅確保支援事業（ひとり親）【再掲】	転居先を探しているひとり親家庭に対して、協力不動産店の紹介、保証人を確保できない方に、保証会社の紹介及び保証料の一部助成、保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成を行います。区内に1年以上在住しているひとり親世帯（所得制限あり）を対象とした事業です。	建築調整課
123 住宅確保支援事業（外国籍）【再掲】	転居先を探している外国籍世帯に対して、協力不動産店の紹介と、保証人を確保できない方に、保証会社の紹介を行います。区内に1年以上在住して在留資格を有する外国籍世帯を対象とした事業です。	建築調整課

### ③ 障がいのある子どもへの支援

専門スタッフによる相談支援の充実を図るなど、心身に障がいのある子どもやその家族の支援を推進します。

#### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
94 （仮称）大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。	地域力推進課

#### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
118 障がい児・者の相談窓口	障がい者総合サポートセンターは障がいに関わる相談支援の中核として、さまざまな分野の専門スタッフが相談支援事業を行います。また、障害福祉課・地域福祉課では適時適切な情報提供を、地域健康課では子育て・精神保健・自立支援医療に関する相談に対応します。	障害福祉課 地域福祉課 障がい者総合サポートセンター 地域健康課
119 こども発達センターわかばの家の事業（相談・地域支援事業等）	心身の発達の遅れや偏り、またその疑いのある乳幼児の子育てについて、心配や悩みの相談を受け適切な方針のもと支援を行います。また、その乳幼児と家庭が地域で安心して暮らせるよう、障がいへの理解を深めるための事業を行います。	障がい者総合サポートセンター
120 発達障がい支援事業（発達障がいに関する理解啓発）	発達障がいの理解を深めるため発達障がい啓発用パンフレットの配布や発達支援応援フェアの開催等を通じて、発達障がいについての理解・啓発の促進と適切な支援につなげ、切れ目のない支援を実現するための事業を実施します。	障がい者総合サポートセンター
121 ペアレント・トレーニング	発達障がいのある小学生の保護者が子どもを正しく理解し、子どもとの好ましい関わり方を身につけ、子どもが家庭や学校において適切な行動がとれるようにするため、保護者を対象とするグループ討議などの学習を行います。	教育センター
122 就学相談	関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関など）と連携し、児童・生徒の障がいの種別や程度に応じた適切な教育環境への就学や転学、通級に関する相談に対応します。区内在住の児童・生徒とその保護者を対象とした事業です。	教育センター
113 住宅確保支援事業（ひとり親）【再掲】	転居先を探しているひとり親家庭に対して、協力不動産店の紹介、保証人を確保できない方に、保証会社の紹介及び保証料の一部助成、保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成を行います。区内に1年以上在住しているひとり親世帯（所得制限あり）を対象とした事業です。	建築調整課
114 転居一時金助成【再掲】	現に児童扶養手当を受給している世帯で、取壊し等のために転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用（礼金・権利金・仲介手数料）の一部助成を行います。（家主等が転居のための費用を負担する場合を除く）区内の民間賃貸住宅に3年以上在住しているひとり親世帯（所得制限あり）を対象とした事業です。	建築調整課
123 住宅確保支援事業（外国籍）【再掲】	転居先を探している外国籍世帯に対して、協力不動産店の紹介と、保証人を確保できない方に、保証会社の紹介を行います。区内に1年以上在住して在留資格を有する外国籍世帯を対象とした事業です。	建築調整課

#### ④ 外国にルーツのある子どもへの支援

外国にルーツのある子どもやその家庭が抱える課題に対応し、日本語の習得支援や多言語による情報発信など、状況に応じた相談事業や支援事業を推進します。

##### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
123 住宅確保支援事業 (外国籍)	転居先を探している外国籍世帯に対して、協力不動産店の紹介と、保証人を確保できない方に、保証会社の紹介を行います。区内に1年以上在住して在留資格を有する外国籍世帯を対象とした事業です。	建築調整課
84 おおた国際交流センターにおける外国人相談窓口の運営【再掲】	日常生活で困ったこと、分からないことがある外国人区民からの相談に多言語で対応し、外国人区民への情報提供、行政手続きや意思疎通の支援を行います。また、区に提出する文書の翻訳も行います。	国際都市・多文化共生推進課(国際都市おおた協会)
14 国際交流団体ボランティア日本語教室【再掲】	国際交流団体が実施するボランティア日本語教室では、様々な年齢の方々が学べる日本語の教室を実施しており、また子どもへの学習支援の教室を行っている団体もあります。区では、ホームページや多言語相談窓口等で団体の紹介をするとともに、活動の支援を行っています。	国際都市・多文化共生推進課
15 おおたこども日本語教室【再掲】	日本語のサポートを要し就学が困難な外国籍などの子どもに対して、日本語の学習支援を行い、区立小・中学校へのスムーズな就学につなげます	国際都市・多文化共生推進課(国際都市おおた協会)
16 (仮称)外国につながる小学生のための学習支援教室【再掲】	国際都市おおた協会のこども学習支援ボランティアが学習支援を行う場を提供します。習慣的な学習を定着させるとともに、学習意欲の向上を図ります。外国にルーツのある小学生を対象とした事業です。	国際都市・多文化共生推進課(国際都市おおた協会)
124 (仮称)学校デビュー応援プログラム	国際都市おおた協会が作成した「外国籍保護者のための小学校案内」を活用し、小学校入学前の外国人保護者が入学手続きや学校生活への理解を深めることができる機会を設けます。。外国にルーツのある子どもの保護者を対象とした事業です。	国際都市・多文化共生推進課(国際都市おおた協会)

## ⑤ 不登校・引きこもり状態にある子どもへの支援

児童・生徒一人ひとりに寄り添った相談体制の充実など、不登校やひきこもり等の悩みを抱える子どもに対する支援を推進します。また、つばさ教室や不登校特例校分教室「みらい教室」の実施により、在籍校への復帰や基礎学力の定着を支援します。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
125 子どもの心サポート月間（学校生活調査及び学級集団調査の実施）	児童・生徒一人ひとりの抱える悩みを早期に発見し迅速に対応するため、6月と11月を「子どもの心サポート月間」として「学校生活調査」及び「学級集団調査」を実施します。調査結果を踏まえ、担任やスクールカウンセラー、養護教諭などが面談を実施することで、一人ひとりの心を見つめ組織的に問題解決を図ります。学校生活調査は区立小・中学校の小学4年生～中学3年生の児童・生徒を、学級集団調査は区立小学3・4年生児童及び中学校全学年の生徒を対象とした事業です。	指導課
94 （仮称）大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。	地域力推進課
80 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA【再掲】	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理を行い、解決をめざします。また、離職等で住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金の手続きも行っています。	蒲田生活福祉課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
126 生活指導の徹底・充実	不登校をはじめとする児童・生徒の健全育成上の諸課題を解決するため、「大田区立学校における不登校問題解決要綱」「大田区不登校対策アクションプラン」に基づく対応や、生活指導主任対象の研修実施など、生活指導の徹底と充実を図ります。区立小・中学校教員及び生活指導主任を対象とした事業です。	指導課
127 不登校特例校分教室「みらい教室」	在籍校への復帰が困難な不登校生徒を対象に、特別な教育課程を編成し指導を行います。社会的・職業的自立に向けて必要となる資質や能力を身につけられるよう、少人数指導、体験活動を多く取り入れたキャリア教育の実施など、一人ひとりに寄り添った丁寧な教育活動を実施します。	指導課
128 登校支援員の配置	不登校の予兆とされる登校しぶりの児童・生徒に対して顔見知りの学校の非常勤職員等が送迎や別室対応を行う登校支援員制度を拡充し、担任教諭と連携しながら長期欠席とならないよう、きめ細かな支援を行います。	指導課
129 つばさ教室	不登校になっている児童・生徒が早期に在籍校に復帰できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援や集団での活動支援を行います。	教育センター
92 教育相談【再掲】	学校不適應の解消のため、不登校や問題行動、発達に関することや、友人関係などの生活面の悩みや学習・進路の悩みなど、子どもに関わるさまざまな問題や悩み相談に応じ、児童・生徒及び保護者への支援・援助を行います。	教育センター

事業名	事業概要	担当課
136 スクールソーシャルワーカーの学校派遣【再掲】	生活環境に起因して学校不適應の問題が発生している場合に、学校長からの要請などに基づき社会福祉の資格を持つなどのスクールソーシャルワーカーが在籍校を基軸に関係機関とのネットワークの構築、家庭や学校に対する支援を行います。区立学校に通学する児童・生徒及び保護者を対象とした事業です。	教育センター
137 スクールカウンセラーの配置【再掲】	中学校及び児童数の多い小学校に週2日、それ以外の小学校と館山さざなみ学校、中学校の相談学級には週1日スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者・教員からの相談を受け、心理的専門家の立場から学校における相談体制の充実を図ります。区立学校に通学する児童・生徒及び保護者、教員を対象とした事業です。	教育センター

## ⑥ 虐待・ネグレクトを受けた子どもへの支援

子ども家庭支援センターにおける児童虐待の通告・相談の対応など、地域と連携した子どもの見守り活動を推進し、虐待・ネグレクトを受けた子どもの早期発見、状況の改善を図ります。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
130 児童虐待の通告・相談	子どもが叩かれている、怒鳴られているなどの虐待を受けている、またその疑いがある等の連絡・相談を受け、状況を調査、関係機関と連携して迅速に対応します。	子ども家庭支援センター

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
131 (仮称) 大田区子ども家庭総合支援センターの整備	日ごろの子育て相談から深刻な虐待への対応まで、児童の様々な課題に対応するため、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」を設置します。	子育て支援課



## ⑦ その他の複雑な課題を抱えた子どもへの支援

児童・生徒の思春期におけるさまざまな悩みなど子どもの心の問題に対応できるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援を行います。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
94 （仮称）大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。	地域力推進課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
132 保護観察対象者への就労支援	区と大田区保護司会との協定に基づく臨時雇用や、犯罪をした者等を雇用する民間事業者（協力雇用主）を開拓・確保する取り組み等により、保護観察対象者の実社会での立ち直り・自立を支援します。	総務課
133 インターネットを活用した自殺防止相談事業	生きづらさを抱えた若年者が自殺等に関するキーワードを検索した際、検索連動広告を活用してメール相談及び電話・対面相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携しながら自殺の未然防止に取り組みます。	健康医療政策課
134 養育家庭（里親）啓発事業	養育家庭制度やその意義等について広く周知を図り、新規の養育家庭登録の開拓・増加をめざすため、品川児童相談所と協働で養育家庭体験発表会や里親相談会等に取り組みます。	子ども家庭支援センター
135 問題行動対応サポート専門員	児童・生徒の問題行動に対して、経験豊かな人材を地区担当者として5つの拠点校に配置し、状況に応じて生活指導支援員の派遣や生活指導補助員の配置を行い、チームで学校を支援します。	指導課
136 スクールソーシャルワーカーの学校派遣	生活環境に起因して学校不適應の問題が発生している場合に、学校長からの要請などに基づき社会福祉の資格を持つなどのスクールソーシャルワーカーが在籍校を基軸に関係機関とのネットワークの構築、家庭や学校に対する支援を行います。区立学校に通学する児童・生徒及び保護者を対象とした事業です。	教育センター
137 スクールカウンセラーの配置	中学校及び児童数の多い小学校に週2日、それ以外の小学校と館山さざなみ学校、中学校の相談学級には週1日スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者・教員からの相談を受け、心理的専門家の立場から学校における相談体制の充実を図ります。区立学校に通学する児童・生徒及び保護者、教員を対象とした事業です。	教育センター
151 大田区再犯防止推進会議による施策連携【再掲】	大田区再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に関する施策を総合的に推進するため、大田区再犯防止推進会議により区内関係機関・団体と連携体制を築きます。	総務課

### 3-3 貧困の連鎖を断ち切るための支援

親世代の受けた困難が世代を超えて子どもに引き継がれてしまう「貧困の連鎖」などを断ち切るため、就労支援・進学支援を実施し、子どもたちが生まれ育った環境に左右されずに自立できる力を育みます。

#### ① 就労支援

家庭と仕事の両立に向けたひとり親家庭の就業支援のほか、区内の中小企業と教育機関との連携により、若者の就労支援を推進します。

#### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
94 （仮称）大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。	地域力推進課
80 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA【再掲】	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理を行い、解決をめざします。また、離職等で住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金の手続きも行っています。	蒲田生活福祉課

#### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
138 女性の就労支援（再チャレンジ等）	女性がさまざまな分野で希望を持ってチャレンジできるよう、再就職に関する講座を開催し、就労を支援します。区内在住、在勤または在学中で再就職や起業をめざす女性を対象とした事業です。	人権・男女平等推進課
139 内職あっせん・相談事業	内職希望の求職者、内職を出したい企業を登録し、相互に紹介することで雇用の促進を図るとともに、内職に関する普及・啓発活動により、求人企業の開拓及び内職者の労働条件の向上を図ります。すべての区民を対象とした事業です。	産業振興課
140 お仕事ナビ大田区	インターネット上で区内の中小企業の特徴とともに求人情報を掲載しています。すべての区民を対象とした事業です。	産業振興課
141 若者と中小企業のマッチング事業	より多くの若者が大田区における中小企業の次世代を担う後継者となるよう、区内の企業と教育機関などが連携し、魅力あるさまざまな具体策を提案・提供します。35歳未満の就労を希望する方を対象とした事業です。	産業振興課
132 保護観察対象者への就労支援【再掲】	区と大田区保護司会との協定に基づく臨時雇用や、犯罪をした者等を雇用する民間事業者（協力雇用主）を開拓・確保する取り組み等により、保護観察対象者の実社会での立ち直り・自立を支援します。	総務課

## ② 進学支援

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、安心して教育を受けられるよう、奨学金事業や進学・就学に関する相談等、個々の状況に応じた支援を行います。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
94 (仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。	地域力推進課
24 貸付型奨学金【再掲】	大学・短大・専修学校専門課程に就学するための費用を支払うことが困難な方に対し必要な学資金を貸付けることにより、有用な人材を育成します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
25 高校等給付型奨学金【再掲】	高校等に進学をする住民税非課税世帯の生徒で、一定の基準を満たした生徒を対象に、入学時に必要な費用を奨学金として入学前の3月に一人8万円を給付することにより、入学時の経済的負担を軽減します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
26 給付型奨学金（大学等進学応援基金）【再掲】	経済的困窮にありながら優秀かつ勉学の意志ある学生に一人15万円を給付し、社会に貢献し得る有用な人材を育成します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
11 子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週1回の学習支援等を行うことにより、基礎学力の定着と高校進学及び進学後の中退防止を支援します。	蒲田生活福祉課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
142 生活安定応援事業（受験生チャレンジ支援貸付事業）	子どもの進学を支援するため、学習塾受講料や高校・大学受験料の貸付を行います。都内に1年以上在住している中学3年生または高校3年生の保護者（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
29 多言語通訳サービス等による外国人保護者の子育て・就学相談【再掲】	多言語通訳サービスや通訳派遣などの活用により、子育て支援課窓口、保育園、子ども家庭支援センター、学務課（就学窓口）において、外国人保護者の子育て・就学相談等が円滑に行えるよう支援します。	国際都市・多文化共生推進課
28 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業【再掲】	高等学校を卒業していない（中退含む）ひとり親家庭の親または20歳未満の子がよりよい条件の就職や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし民間の講座を受講した場合、受講終了後及び合格後に受講費用の一部を助成します。	生活福祉課
122 就学相談【再掲】	関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関など）と連携し、児童・生徒の障がいの種別や程度に応じた適切な教育環境への就学や転学、通級に関する相談に対応します。区内在住の児童・生徒とその保護者を対象とした事業です。	教育センター

### 3-4 地域ぐるみで支える支援体制づくり

困難を抱える子どもや家庭を温かく包み込む（包摂する）地域社会を推進するための施策・事業です。区として包括的支援体制を構築するほか、地域活動団体を支援するとともに、地域での支援活動の担い手・人材の確保と育成を進めます。また、区と関係機関、地域活動団体間のネットワークをより一層強固にし、重層的な支援を展開します。

#### ① 区の包括的支援体制の構築

すべての子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産期から子どもの社会的自立までを通じた切れ目のない支援と、庁内の部局間連携を中心に、関係機関が連携・情報共有できるネットワークづくりを進め、子どもの貧困対策を包括的に推進します。

##### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
143 子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備	困難を有する子ども・若者への相談支援について、分野の垣根を越えた対応を一体的に行うため、各分野におけるネットワークや関係機関との連携を強化し、既存の協議会等の活用を含め、子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備や相談体制の充実等に取り組みます。	地域力推進課
144 要支援家庭等対策委員会	子どもや家庭が抱える複合・複雑化した課題に対して、部局間連携をもって横断的、多面的な支援を実施するため、各部局における取組みの相互理解を深める活動を通じて、連携強化を図ります。	福祉管理課

##### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
145 要保護児童対策地域協議会	保護を要する児童の早期発見と早期対応、さらにはその家族を支援することを目的として、関係機関と連携し子育て支援が適切に実施されるよう、必要な情報交換と支援内容に関する協議を行います。	子ども家庭支援センター
88 子育て世代包括支援センターの設置（機能設置）【再掲】	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、情報提供、必要なサービスにつなぎます。また、地域の保健医療、福祉の関係機関等と連携を図ります。18歳未満の子どもとその保護者を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課

#### ② 地域活動団体の活動推進のための支援

子どもや家庭への地域における見守り体制の強化のため、子どもの貧困対策に資する地域活動団体の活動を支援します。

## 重点事業

事業名	事業概要	担当課
146 こども食堂推進事業	子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。区内でこども食堂を運営する方を対象とした事業です。	福祉管理課
115 子どもと地域をつなぐ応援事業【再掲】	支援を必要とする子育て世帯に対して、区の支援情報や子どもの生活応援を推進する活動団体の情報等を郵送することで、世帯が地域の機関や支援者と日常的なつながりを持つ機会を創出します。この事業を通して、家庭が抱える「見えにくい」問題の発生の防止に取り組みます。	福祉管理課

## 関連事業

事業名	事業概要	担当課
147 区民活動情報サイトの整備	さまざまな分野の区民活動団体の情報を、区報やホームページ、ツイッターなどで紹介し、その活動がすべての区民に活用されるよう情報発信で支援します。	地域力推進課
148 地域力応援基金助成制度	福祉、環境、まちづくりなど区民を対象として公益性が認められ、広く社会貢献につながる活動を行う区民活動団体に対して助成を行います。区民を対象とし、公益性が認められ広く社会貢献につながる活動を行う区民活動団体を対象とした事業です。	地域力推進課

### ③ 関係機関との連携、地域ネットワークの形成の推進

子どもやその家庭の支援に関わる地域の支援者、関係機関等とのネットワークづくりを推進し、地域全体で包み込むような支援の実現を図ります。

## 重点事業

事業名	事業概要	担当課
149 「地域とつくる支援の輪」プロジェクト	子どもの貧困対策等の支援活動に取り組む区民・地域活動団体等のネットワークの形成と自主的な支援活動を支援し、地域全体での包み込むような支援の実現を図ります。子どもの貧困対策等の支援活動に取り組む区民・地域活動団体等を対象とした事業です。	福祉管理課
150 自殺総合対策事業	大田区自殺対策計画に基づき地域のネットワークを構築するため、大田自殺総合対策協議会を開催します。また、身近な人の自殺のサインに気づき、受け止めて、適切な相談機関につなぐ「ゲートキーパー」を養成します。すべての区民、区民相談機関等の職員、区民と接する立場にある方を対象とした事業です。	健康医療政策課 地域健康課
143 子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備【再掲】	困難を有する子ども・若者への相談支援について、分野の垣根を越えた対応を一体的に行うため、各分野におけるネットワークや関係機関との連携を強化し、既存の協議会等の活用を含め、子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備や相談体制の充実等に取り組みます。	地域力推進課

## 関連事業

事業名	事業概要	担当課
151 大田区再犯防止推進会議による施策連携	大田区再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に関する施策を総合的に推進するため、大田区再犯防止推進会議により区内関係機関・団体と連携体制を築きます。	総務課
152 NPO・区民活動フォーラムの開催	区内で活動するさまざまな区民活動団体やNPOなどの実践的な取り組みを発表し、地域で活動する楽しさややりがいをPRすることで活動に向けた意識啓発を行います。	地域力推進課
153 こどもSOSの家	子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所として、こどもSOSの家を設置しています。協力いただいている家にはステッカーを表示し、犯罪の抑止力を高めます。区内在住の子どもを対象とした事業です。	地域力推進課
154 青少年健全育成事業	青少年問題協議会において、青少年問題に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査・審議し、区長や関係行政機関に対して意見を提出します。青少年対策地区委員会、自治会連合会、警察署などの関係行政機関との連携に基づき対策を検討しています。	地域力推進課
155 民生委員・児童委員による地域での見守り	地域の身近な相談役として、生活困窮、心身に障がいのある方、ひとり親家庭などで困難を抱えている方たちの相談に応じ、児童や妊娠婦に対しても必要に応じた援助・支援を行います。	福祉管理課
156 子育てすくすくネット事業	児童館が中心となり、地域で子育てを応援する取り組み「子育てすくすくネット」を展開します。会員は児童館を活動の拠点として、子どもの話し相手、行事の参加、生活や登下校の安全見守りを行います。すべての子どもと保護者を対象とした事業です。	子育て支援課
157 フードドライブ事業	家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう未利用食品を区に持ち寄ってもらい、地域の福祉団体や施設などに寄付します。食品提供先には、大田区社会福祉協議会、フードバンク等があります。	環境計画課
158 生活指導対策(生活指導主任会)	学校全体の生活指導の向上を図るため、区立小・中学校の生活指導主任が、学校や地域における生活指導上の諸問題について望ましい生活指導のあり方を児童委員や児童相談所、警察署などの関係機関と協力し、協議及び研修を行います。	指導課
7 学校支援地域本部(スクールサポートおた)【再掲】	地域全体で学校を支援するため、地域の団体やNPO、高校、企業などと連携して、補習教室などの教育支援活動、地域の伝統や文化を学ぶ体験支援、校内施設の整備を行う環境支援、地域のボランティアによる学習支援などを行います。区立小・中学校を対象とした事業です。	教育総務課

#### ④ 地域における支援者の確保・育成

子どもの貧困対策に関する取り組みが区民から幅広い理解を得られるよう、情報発信などの啓発を行います。また、大田区子ども生活応援基金への寄付や支援の担い手となる地域人材の育成など、様々な形で子どもたちを支援する輪を拡げる取り組みを推進します。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
159 大田区子ども生活応援基金	クラウドファンディング等の寄付方法を通じて、地域ぐるみで子どもの生活応援に取り組む活動を広め、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進するために活用します。	福祉管理課
150 自殺総合対策事業【再掲】	大田区自殺対策計画に基づき地域のネットワークを構築するため、大田自殺総合対策協議会を開催します。また、身近な人の自殺のサインに気づき、受け止めて、適切な相談機関につなぐ「ゲートキーパー」を養成します。すべての区民、区民相談機関等の職員、区民と接する立場にある方を対象とした事業です。	健康医療政策課 地域健康課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
160 区民活動コーディネーター養成講座	地域での連携・協働を推進するため、自治会・町会、専門性を持つ団体、NPO や事業者などのリーダー層を対象に、講座や現場体験研修を通じて、人材や他団体の「つなぎ役」となる人材の育成を図ります。あわせて、講座修了者対象のフォローアップ研修を実施します。地域で活動する団体などを対象とした事業です。	地域力推進課
161 家庭・地域教育力向上支援事業	家庭や地域の教育力向上のため、PTA や自主団体等と連携して子育てや教育に関する講演会や学習会を行います。区民を対象とし、公益性が認められ広く社会貢献につながる活動を行う区民活動団体を対象とした事業です。	教育総務課

### ⑤ 普及・啓発

子どもの貧困問題を地域共通の課題として捉え、子育てなど子どもへの支援を、区民、地域活動団体、企業・事業者などと連携しながら支援に取り組むため、社会的に包み込むような温かい支援「社会的包摂」の考えを広めます。

### 重点事業

事業名	事業概要	担当課
162 子どもの貧困対策に関する意識啓発	子どもの貧困及び社会的包摂に関する理解を深め、地域における支援の広がりを実現するため、地域講座の開催や、区報・ホームページを通じた普及・啓発を行います。	福祉管理課

### 関連事業

事業名	事業概要	担当課
163 社会を明るくする運動	犯罪と非行防止、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。大田区では、区内 34 の機関・団体が構成する大田区推進委員会を設置し、運動を推進します。	総務課

【計画掲載コラム 項目候補一覧】

	項目（案）
1	ICT教育の推進
2	子どもの学習支援事業
3	歴史・文化の体験
4	スポーツの体験
5	保健師への相談
6	家事・育児のサポート
7	子どもを支援する人材育成の推進
8	子どもの居場所
9	子育てひろば
10	大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA
11	発達障がい児等への支援
12	外国にルーツのある子どもへの支援
13	不登校児童・生徒への対応
14	児童相談所の開設準備
15	児童虐待の未然防止
16	こども食堂推進事業
17	大田区子ども生活応援基金・奨学金制度
18	フードドライブ・フードパントリー事業



# 第4章 計画の推進

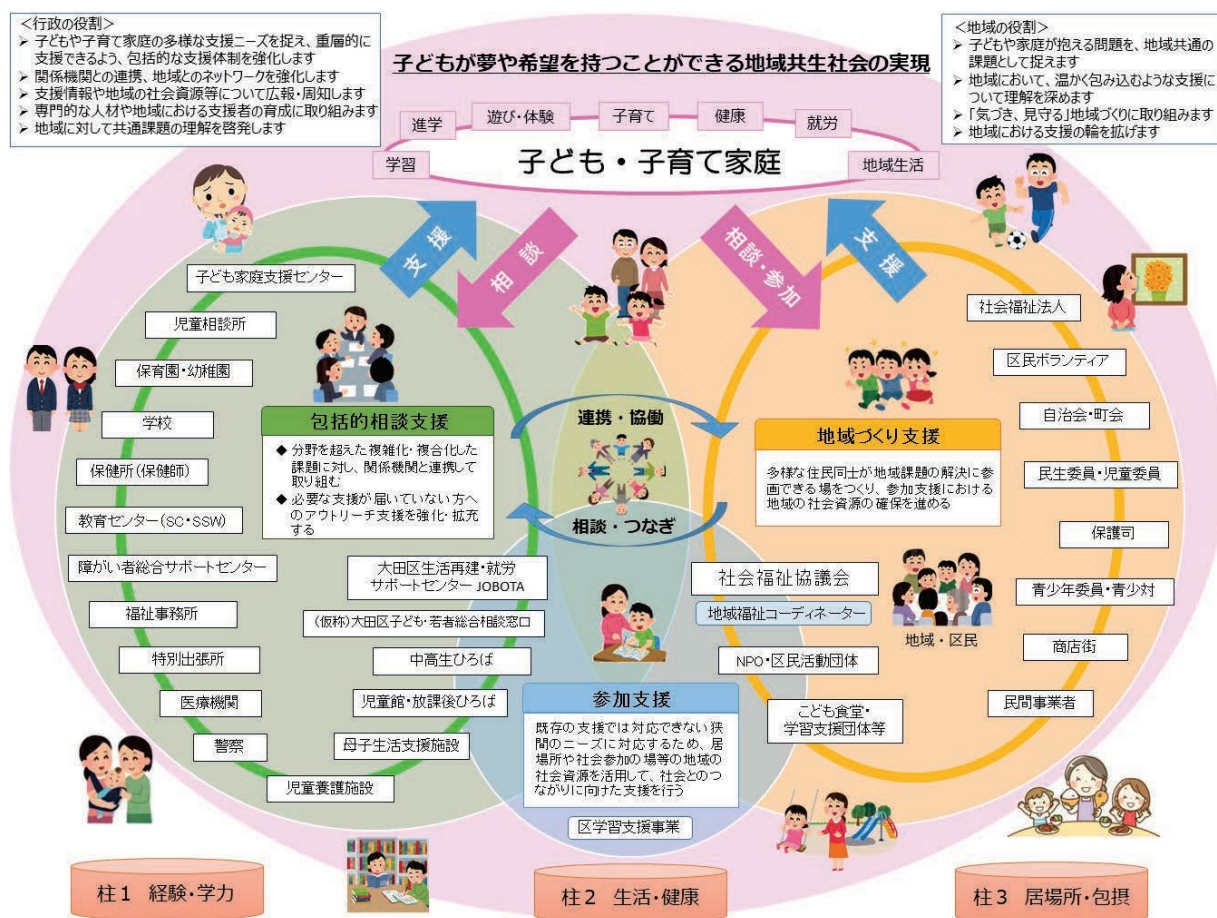
## 1 計画の推進体制

子どもやその家庭に寄り添いながら、学校、家庭、地域社会といったさまざまな生活の場面での困難を解決するためには、行政機関だけでなく地域で活動する多様な分野の関係者が横断的に連携・協力することが必要です。

区は、区内はもとより国・東京都との連携を強化するとともに、地域の代表や有識者を含めた多様な関係者により構成する「おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」を設置し、本計画をより一層推進していきます。

また、子どもや家庭を取り巻く多岐にわたる状況を的確に把握し、総合的かつ効果的に子どもの貧困対策を推進するため、区と社会福祉協議会や地域活動団体などの関係機関との連携を強化し、支援の輪をさらに広げていきます。

今後も、区民や地域活動団体の自主的な活動への支援を通じて、子どもたちを温かく包み込むような社会の実現に取り組んでいきます。



## 2 計画の推進に向けたそれぞれの役割

本計画の推進にあたっては、子どもの最善の利益を尊重し、子どもたちが夢や希望をもって健やかに成長できるよう、それぞれの主体が次のとおり役割をもって包み込むような支援が実施できるよう取り組みます。

### 家庭の役割

子どもにとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の場でもあります。保護者は、子どもが健やかに成長できるよう温かく支えます。子育てや生活全般について課題が生じた際、また、そのため子どもに必要な経験や学習等ができないような際は、学校、行政、地域の支援者等に相談し、子どもの良好な成長を支援します。

### 学校の役割

子どもたちの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、学力の保障や可能な限り多様な経験の提供に努めます。また、児童・生徒や保護者にとって信頼できる身近な存在として子どもの学習や生活面の相談を受け支援します。児童・生徒の抱える課題については、複雑・複合化しないよう、家庭、地域、行政と連携し、早期発見、早期支援します。

### 地域の役割

子どもや子育て家庭が抱える問題を地域共通の課題として捉え、個人や団体が思いやりをもってつながり、地域において、温かく包み込む支援（社会的包摂）の重要性について理解を深めます。また、子どもや子育て家庭が地域で孤立することがないように、地域全体での見守りなど、お互いに支え合えるような地域づくりに取り組むとともに、地域における各主体が温かく包み込む支援を行うことで、支援の輪を拡げていきます。

### 行政の役割

相談支援機関において、課題を抱える子どもや子育て家庭の困りごとについて真摯に受け止め、子どもの最善の利益を尊重し、子どもを第一に支援を行います。また、一つの相談支援機関だけでは解決できないような複雑・複合化した世帯全体の課題の把握が必要な場合、庁内連携し、課題を早期発見し、早期解決に努めます。

また、子どもや子育て家庭の多様な支援ニーズを的確にとらえ、重層的に支援できるよう、地域と連携し包括的な支援体制を強化します。そのために、学校や地域（大田区社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、NPO 団体、民間事業者、こども食堂・学習支援団体等の地域活動団体、個人）とのネットワーク構築を推進します。

行政が実施する支援情報や地域の様々な支援に関する資源について、区民へわかりやすく周知します。また、子どもや子育て家庭への支援サービスの充実のための専門的な人材育成や地域における支援者の育成に取り組みます。

子どもや子育て家庭の抱える課題を、家庭だけの責任ではなく、地域の課題としてとらえ、地域で温か

く包み込むような社会的包摂の理念を拡げ、支援される側、支援する側に関わらず、ともに地域で助け合い、支え合う地域共生社会の実現を共通意識として啓発していきます。

## 行政と地域の連携について

支援者ヒアリングでは、子どもや保護者が安心して過ごせる地域における居場所づくりが必要という声が聞かれました。また、関係機関のネットワークを一層強化していくこと、切れ目ない支援のため複数の目で見守りができる体制をつくること、課題を抱えた子育て世帯がいることを地域の方々に理解してもらうこと等が挙げられました。

支援者ヒアリングにおける代表的な意見：行政と地域の連携について

### 【居場所】

- 家庭や学校以外の3番目の居場所が重要になってきている。
- 国籍や収入に関係なく、親や子どもにとっての居場所があれば、情報をキャッチできたり、コミュニティが広がる。そこに行けば誰かしらいるという居場所があるとよい。国籍等に関係なくふらっと入れる場所が地域にあれば、支援の輪が広がっていくと思う。
- 子どもが安心して過ごせる場所づくりが大事になると思う。児童館や放課後ひろばなどの制度はあるが、もっと気軽にほっとしたい場所を地域につくっていければいい。地域での複数の目の見守り体制・関係性をつくっていくことが大事。もともと地元で育った子が、大田区に戻って子育てをしているケースも多く、地域性を活かしながら、大田区らしい居場所を作っていけるとよい。
- 地域における居場所づくりや、支援の担い手を増やすことが必要である。
- 子どもの貧困などの問題が、個々の家庭の問題として埋もれてしまう状況を避けるためにも、「子どもや保護者が安らげる居場所や社会とのつながりを持てる場の提供」は、引き続き強化すべき支援だと考える。そういった場を拠点として、地域での子育てコミュニティのようなものにつながっていくと良い。

### 【それぞれの役割】

- 公的機関が果たす役割（支援や仕組み）と地域が果たせる役割を整理することが必要である。行政だけでは、課題を抱える世帯をすべて救うことはできない。必要な支援や取組みについても、地域の皆さんと議論し、見つけていくことが必要である。
- 関係機関間の相互理解や、信頼関係の醸成が難しい。それぞれの機関の役割を踏まえて、どのように連携できるのが難しい。

### 【連携・ネットワーク】

- 行政と民間の関係機関と連携協力を一層図る必要がある。
- 地域での活動団体と行政の窓口との連携ができたらと感じている。
- ソーシャルファームのように、仕事を探すことが困難な人を受け入れる余地があり、そういった支援をしている企業などとネットワークづくりをすること、広く一緒に考えてくれるパートナーが地元にあることは非常に大事。
- 区の専門機関と地域がつながっており、何かあればスムーズに連携ができることが必要。

- 地域連携強化の取組みは、自治会と施設の間でお互いに行事に参加するなどの形で連携している。民生委員、主任児童委員の方に、施設を退所した世帯の見守りをお願いして情報共有している。
- 切れ目のない支援に関して、大きな課題のひとつとして、施設退所後の支援がある。退所して地域で生活を始めると、近くで見守る存在がいなくなることがある。関係機関とネットワークを作ったうえで退所を迎えるようにしているが、地域に出るとアウトリーチをする機会が減ってしまう。自分から SOS を出せない人については継続的に関わるのが難しい。
- 要保護児童対策地域協議会の理解を深め、連絡をスムーズにする協力体制が不可欠。
- 各種支援団体との協力の幅を拡げ、さらに関係を深化させていくことによって、重層的で包括的な支援を行っていかねばと考えている。
- 大田区は支援団体が多く散らばっているのに、うまくつながっていない。それぞれが相談できるようなネットワークがあると、支援対象者を拾いやすいと思う。

#### 【身近な支援者をつなぐ必要性】

- 地域で家族を支えるというときに、どこが主体となるのかが見えにくいことが課題だと思う。学齢が小さい時には社会資源はたくさんあると思うが、施設退所者や若者層についてはつながれる機関が少ない。また、支援を必要とする人が、自ら支援を求めなければ支援を受けられない仕組みも課題だと思う。アウトリーチ型の若者支援が必要と感じる。
- 困難世帯は相談に出向くまでに困難を抱えてしまい、援助希求を出せないという問題がある。だからこそ「地域にはそういう困難を抱えた世帯がいる」ということをまず地域の方々に知ってもらいたいと思う。
- 地域の中の身近な施設（例えば児童館、キッズな）に相談窓口があることの周知が必要。切れ目のない支援には PR が大切である。来てくれる人とその周りにはある程度届くが、全く手の届かない人もいる。誰でも来ていい居場所として、ユニバーサルな看板等で、外国人等にも届くようにしたい。
- 生活されている方に近い情報が非常に大切だと思う。何か起こるのは家の中であるため、より生活に近いところでの情報を様々な関係機関と共有し、子どもの安全に対してタイムリーに対応したい。
- 地域（自治会・町会など）と学校は密に接しており、つながることが大事だと思っている。

## 【大田区社会福祉協議会の役割】

大田区社会福祉協議会は、基本理念「互いに結びあい 共に支えあう まち」の実現に向けて、地域住民、関係機関・団体のみなさんと連携・協働して、支えあいのまちづくりを後押しするエンジンの役割を担います。

地域福祉コーディネーターが中心となり、地域において複雑・複合化した課題を抱える子どもや子育て家庭を覚知した場合や地域団体から課題を抱えた家庭等について相談があった場合に、早期に行政等の必要な相談支援機関へつなげます。

子ども・子育て世帯の支援に携わる団体（社会福祉法人、NPO 団体、民間事業者、こども食堂・学習支援団体等の地域活動団体）の支援を行い、団体間のネットワークを広げていく役割も担います。また、そのネットワークを生かし、多様な支援ニーズを的確にとらえ、行政や地域の支援者等と連携し、課題を抱える子育て家庭へ必要な支援を提供することに努めます。

地域共生社会の実現に向け、大田区とともに重層的な支援体制づくりに取り組み、全世代へ寄り添った支援を行っている大田区社会福祉協議会の子ども分野（社会的自立までの若年層を含む）に関わる主な活動は次のとおりです。

### ●地域福祉コーディネーター

子どもの支援に携わる地域活動団体の活動の支援も行います。また、行政と地域における個別課題を抱えた子育て世帯や、社会的自立に課題を抱えた若年層の相談の受け止め、行政等の関係機関へのつなぎ役を担います。

### ●こども食堂の運営支援

区内 29 か所のこども食堂の連絡会の事務局を担っており、こども食堂間の情報交換の場の設定や寄付食料の提供等を随時行っています。

### ●受験生チャレンジ支援貸付事業

中学 3 年生・高校 3 年生等の受験生のいる世帯に、塾の費用と受験料を無利子でお貸しする事業を行っています。

### ●ほほえみごはん

0～18 歳までの子どもを育てているご家庭へ、地域のボランティアが、月 2 回食料を届ける活動を行っています。

### ●わくわくホーム事業・のびのび事業

#### ①わくわく事業

小学校の長期休暇期間中（春・夏・冬休み）の保護者の一時的な休息の確保、子どもたちの様々な経験の機会の提供を行っています。

#### ②のびのび事業

小学校の低学年を対象に、学校に通えない子どもたちに学習と多様な経験の機会となる居場所を提供しています。

●フードパントリー事業・フードドライブ事業

地域のこども食堂や一人親家庭等へ、食料の支援をするために、ご家庭や企業・団体の皆さんから、未利用の食料・食材を集める活動を行っています。

●地域のプラットフォーム事業

子育て世帯が、困った時に、自然に助け合える地域の方とのつながりを作れることをテーマに、地域の皆さんの話し合いの場となるプラットフォームづくりに取り組んでいます。

●集いの場の活動支援

子どもたちや子育て世帯のための居場所を提供している区民のサロン活動を支援する助成金等の事業を行っています。

●地域福祉活動団体支援事業

子どもたちや子育て世帯のための福祉的な活動を行っている団体の活動に対し、助成金等の支援を行っています。

●ボランティアセンターのボランティア登録・紹介業務

ボランティアセンターでは、様々なボランティア団体の登録を行っています。適宜、課題を抱える子育て家庭の状況に応じては、団体の活動に案内を行っています。

●地域における民間団体との連携、ネットワークづくり

子どもや子育て世帯を支援している、支援したい民間団体のネットワークを広げ、課題を抱える子育て家庭へのアプローチや、繋げる活動を行っています。

また、大田区社会福祉協議会では、「大田区地域福祉活動計画（愛称：リボン計画）」を策定しています。大田社協が呼びかけ、地域福祉の推進を目的に、地域のみなさまと専門機関・団体、大田区等と協力して策定する計画です。誰もが「かけがえのない存在」として、ときには「支え」、ときには「支えられる」、支えあいのまちづくり（地域共生社会）を進めます。

### 3 計画の進捗管理

本計画期間においては、各施策の進捗状況や効果を常に検証・評価し、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、本計画及び各施策の見直し・改善を適切に実施していきます。

計画及び施策の見直し・改善の効果をより高めるため、「おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」等を活用して施策の進捗状況や効果を検証・評価し、各年度における重点事業を定め実施していきます。